

平成 25 年度  
第 1 回理事会  
(平成 25 年 5 月 14 日開催)

議 案 書

一般財団法人 前川報恩会  
(この議案書を理事会当日にお持ちください。)

## 目 次

### 議 題

第 1 号議案 平成 24 年度事業報告の件	-----	2
第 2 号議案 平成 24 年度決算の件	-----	13
第 3 号議案 平成 24 年度実施報告の件	-----	21
第 4 号議案 定款変更の件	-----	36
第 5 号議案 内部規程制定及び改定の件	-----	51
第 6 号議案 評議員選定委員会委員の選任の件	-----	73
第 7 号議案 評議員会の開催に関する件	-----	74

**第1号議案 平成24年度事業報告の件**

当財団の平成24年度の事業報告書の案（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）を次頁以下の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

## 目 次

I . 事業 .....	4
1. 概要 .....	4
2. 事業の状況 .....	4
(1). 学術及び科学技術の振興を目的とする助成（定款第4条第1項第1号） .....	4
(2). 地域社会の健全な発展を目的とする助成（定款第4条第1項第2号） .....	6
(3). 障がい者の支援を目的とする助成（定款第4条第1項第3号） .....	6
3. 処務の概要 .....	8
(1). 理事及び監事に関する事項 .....	8
(2). 評議員に関する事項 .....	9
(3). 職員に関する事項 .....	9
(4). 会議等に関する事項 .....	9
(5). その他重要事項 .....	10
II . 理事会・評議員会 .....	12
1. 理事会 .....	12
(1). 平成24年度第2回理事会 .....	12
(2). 平成24年度第3回理事会 .....	12
(3). 平成24年度第4回理事会 .....	12
2. 評議員会 .....	12
(1). 平成24年度第3回評議員会 .....	12

## I. 事業

### 1. 概要

一般財団法人前川報恩会は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が、私財 2 億円を基金として拠出し、昭和 42 年 12 月 22 日に設立された。今日では、前川正雄が先代の志を受け継いで当財団の理事長となり、総資産約 37 億円を助成の原資とし社会に還元している。

新公益法人制度改革が施行されたことに伴い、当財団は内閣総理大臣の認可を得て、平成 24 年 10 月 1 日より一般財団法人に移行した。これまでの理念を継承しつつ新しい法人として、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援、の 3 つの公益に資する目的を設定しこれの実現に向けて助成事業を展開している。それぞれ具体的には、① 地球環境の保全、医療の発展及び食糧・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究を担う研究者に対する助成、②天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対する助成、③社会福祉の発展及び向上を目的として心身障がい者及びこれらの者を援護する施設等に対する助成を行っている。

本年度における実施状況は、下記の通りである。

### 2. 事業の状況

#### (1). 学術及び科学技術の振興を目的とする助成（定款第 4 条第 1 項第 1 号）

平成 24 年度は、地球環境の保全、医療の発展及び食料・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究分野のうち、「食とエネルギー」というテーマを設定し、これに結びつく研究を助成対象とした。平成 24 年 11 月から 12 月にかけて、当財団事務局及び調査委員山本良一氏で共同し当財団の助成先として相応しい研究者を調査し、25 名の候補者を選定した。この調査結果について推薦委員河合素直氏へ諮問し、候補者全員に対して推薦を頂いた。この結果、総計 25 名全員に対する総額 1,220 万円の助成を決定し、これを実行した。

No.	所属団体名	テーマ	助成額
	役職／氏名		
1	東北大学大学院工学研究科 教授／桑野 博喜	エネルギー・ハーベスティングを用いたアクティブタグおよびマイクロセンサシステムの研究	¥500,000
2	東北大学大学院環境科学研究科 助教授／渡邊 則昭	工場排熱や地熱による硫黄の酸化還元サイクルを通じたバイオマスからの水素製造	¥500,000
3	神戸大学大学院理学研究科 教授／林 昌彦	食糧の安定供給を指向した農薬にとって代わる害虫駆除剤としての昆虫フェロモンの合成研究	¥500,000
4	東北大学大学院工学研究科 准教授／好田 誠	排熱を電気に変換する新規熱電素子の創製	¥500,000
5	横浜国立大学工学研究院機能の創生部門	含水多孔質体を用いた過熱水蒸気の瞬間生成メ	¥400,000

	准教授／森 昌司	カニズムの解明	
6	東北大学工学研究科バイオロボティクス専攻	不定形柔軟物のハンドリングロボット制御技術開発	¥500,000
	教授／小菅 一弘		
7	早稲田大学先進理工学部電気・情報生命工学科	電気配達車による食材物流と次世代給食センターの最適エネルギー管理との連携による食・エネルギー・物流の統合型サプライチェーンシステムの提案と導入評価	¥500,000
	教授／林 泰弘		
8	同志社大学理工学部エネルギー機械工学科	CO <sub>2</sub> 超低温ヒートポンプシステムの高効率化に関する研究	¥500,000
	教授／山口 博司		
9	いわき明星大学科学技術学部科学技術学科	省エネルギーに貢献する冷媒の熱物性値測定に関する研究	¥500,000
	教授／東 之弘		
10	東北大学院工学研究科附属超臨界溶媒工学研究センター	藻類バイオマス利活用推進のための高二酸化炭素濃度下無滅菌培養技術の開発	¥500,000
	助教／大田 昌樹		
11	大同大学工学部電気電子工学科	再生可能エネルギーの変動電力を冷凍庫等で有効活用する電力双方向制御に関する研究	¥500,000
	教授／佐藤 義久		
12	岡山伝熱現象解明研究会	ベルトフリーザーの省エネルギー高操作性に向けての高分子吸着剤による除霜法の開発	¥500,000
	代表者／稻葉 英男		
13	大分大学工学部電気電子工学科	ファミリーマイクログリッド構想の構築	¥500,000
	教授／榎園 正人		
14	慶應義塾大学システムデザイン工学科	被災地復興に役立つエネルギー安定供給を主体的視点としたコミュニティデザイン	¥500,000
	教授／佐藤 春樹		
15	早稲田大学理工学術院先進理工学部生命医科学科	食糧供給の安定化を実現する難培養性リン溶解放菌を標的とした新規分離培養手法の開発	¥500,000
	教授／常田 聰		
16	九州大学大学院工学研究員機械工学部門	凍結生物試料品質のラメンイメージング評価による凍結プロセス最適化に関する研究	¥500,000
	教授／高松 洋		
17	八戸工業大学工学部電気電子システム学科	持続可能な社会における水素と超伝導の複合エネルギー技術に関する研究	¥500,000
	教授／濱島高太郎		
18	東京海洋大学技術研究科研究院	冷凍水産物の解凍後の品質低下に及ぼす凍結・解凍条件の影響	¥500,000
	教授／鈴木 徹		
19	大阪電気通信大学工学部機械工学科	実用大形テンタゲートの微小開度放水を可能とする振動実験	¥500,000
	教授／石井 徳章		
20	東京大学大学院農学生命科学研究科	水の構造化を利用した農産物の超長期保存法に関する研究	¥400,000
	教授／大下 誠一		
21	千葉大学大学院工学研究科	スパイラルフリーザー内の循環風の挙動に関する研究	¥500,000
	教授／前野 一夫		
22	筑波大学	超伝導機器冷却に用いる極低温冷媒の熱流動特性計測	¥500,000
	名誉教授／村上 正秀		
23	九州大学大学院農学研究院環境農学部門	飼料用米の高温高速乾燥・低水分常温貯蔵による生産コスト低減	¥400,000
	教授／内野 敏剛		

24	早稲田大学先進理工学部電気・情報生命工学科 教授／石山 敦士	核廃棄物処理のための大出力超電導サイクロトロンの設計研究	¥500,000
25	東北大学大学院生命科学研究科 教授／南澤 究	持続的作物生産のための植物共生微生物のゲノム科学的基礎研究	¥500,000
合 計		¥12,200,000	
予 算		¥12,000,000	

### (2). 地域社会の健全な発展を目的とする助成（定款第4条第1項第2号）

平成24年度より、天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行った。本助成事業は地域住民による日本の文化的風土を重んじた共同体の創出を支援し、もってより良い人類社会の実現に寄与することを目的とするものである。平成24年11月から12月にかけて、当財団事務局及び調査委員勝田正文氏で共同し、本助成事業の趣旨に合致する適切な事業を調査した結果、計4団体の助成先候補が挙がった。この調査結果について推薦委員古在豊樹氏へ諮問し、全ての団体に対する推薦を受けた。この結果、総計4団体に対する総額199万5,000円の助成を決定し、これを実行した。

No.	実施対象都道府県	テ　マ	助成額
	団体名／代表者		
1	奈良県	新しい時代の学校教育、家庭教育及び社会教育への支援	¥500,000
	奈良県教育振興会／久保田正一		
2	岩手県、宮城県、福島県	世界の先進的水産業に学び成長する水産業の構築を目指す事業	¥500,000
	宮城大学大泉研究室／大泉一貫		
3	宮城県	オーラルヒストリーによる復興まちづくり	¥500,000
	慶應義塾大学気仙沼復興プロジェクト／一ノ瀬友博		
4	東京都、大阪府、スイス・ツーク州	地域と産業に貢献する人材養成モデルの構築	¥495,000
	早稲田大学藁谷研究室／藁谷友紀		
		合 計	¥1,995,000
		予 算	¥2,000,000

### (3). 障がい者の支援を目的とする助成（定款第4条第1項第3号）

平成24年度も、社会福祉の発展向上のため1)心身に障害のある方々、及び2)それらを援護する施設(団体)を対象とした助成を行い、その決定に際しては引き続き東日本大震災により被災した施設を優先的に採択することとした。また、被災地支援の一環として、職員による現地視察を行い、その際に訪問した施設に対し、被災状況等を勘案し必要に応じて御見舞金を交付した。

一般公募を行った結果、22件の施設から計922万3,405円の申請があり、平成24年12月開催の選考委員会による選考を経て、総計15団体に対する総額480

万 7,705 円の助成を決定し、これを実行した。

No.	都道府県	団体名・助成対象施設	希望物品	助成額
1	岩手県	NPO 法人さんりく・こすもす 就労継続支援 B 型事業所ゆうき社	業務用 FF 暖房機	¥316,760
2	茨城県	社会福祉法人健誠会 障害者支援施設つくば総合福祉センター	エアポリンフラット スーパーーセーフプラスチック光ファイバー	¥380,000
3	宮城県	NPO 法人ネットワークオレンジ ネットワークオレンジ	講座・研修会の講師への謝 金、趣味の講座の材料代等	¥300,000
4	福岡県	NPO 法人発達障がい者就労支援ゆあしつふ	ノートパソコン、ビデオカメラ、三 脚、ビデオカメラ用バッテリ等	¥291,723
5	茨城県	社会福祉法人筑峯学園 障害者支援センター未来	AED	¥300,000
6	東京都	社団法人日本筋ジストロフィー協会	ポータブルワイヤレスアンプ キャリングバック	¥137,800
7	福島県	NPO 法人あさがお 共同生活介護・援助事業所いやしの家	システムキッチン、ユニ ットバス、洗面化粧台	¥500,000
8	福島県	NPO 法人ひまわりの家 共同生活援助事業所プチトマト 2	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子 レンジ、炊飯器、掃除機等	¥300,000
9	福島県	NPO 法人ひろせ 工房ひろせ	アスパラガス選別機	¥300,000
10	茨城県	日本キングス・ガーデン守谷市障がい 者福祉センター	赤外線ヒーター	¥281,400
11	宮城県	社会福祉法人洗心会 ワークショップひまわり	広告宣伝用プリンター購入費 プリンター用雑費	¥200,000
12	宮城県	社会福祉法人矢本愛育会 障害者デイケアセンターこどもの広場	コルグデジタルピアノ 送料・運賃	¥182,200
13	福島県	NPO 法人さぽーとセンターぴあ 自立研修所ビーンズ	中間乾燥機	¥200,000
14	岩手県	社会福祉法人燐々会 あすなろホーム	クッキーカッタースチームモップ	¥197,822
15	福島県	NPO 法人ほっと悠 就労継続支援センターほっと悠 Ms	フェローオープンボード テーブル	¥200,000
				合 計
				予 算
				¥4,807,705
				¥5,000,000

### 3. 処務の概要

#### (1). 理事及び監事に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日現在

職名	常勤・非常勤	氏名	就任年月日	担当職務	報酬	職業	備考
理事長	非常勤	前川 正雄	H24.7.1	——	なし	Mayekawa Holding AG President	
専務理事	常勤	宮野 忠夫	H24.7.1	——	なし	公益財団法人和敬塾 評議員	
理事	常勤	橋爪 穂	H24.7.1	——	なし	早稲田大学 参与 財団法人深川高年齢者 職業経験活用センター	
理事	非常勤	加茂田 信則	H24.7.1	——	なし	常務理事	
理事	非常勤	葉山 華児	H24.7.25	——	なし	大成建設株式会社 特別顧問	
理事	非常勤	緋田 清子	H24.7.1	——	なし	元三井物産株式会社 社員	
理事	非常勤	小林 英夫	H24.7.1	——	なし	株式会社アルビオン 代表取締役会長	
理事	非常勤	松下 敏治	H24.7.1	——	なし	東京スレート株式会社 代表取締役会長	
理事	非常勤	寺田 壮	H24.7.1	——	なし	河出興産株式会社 代表取締役会長	
監事	非常勤	山内 豊	H24.7.1	——	なし	公認会計士・税理士	

(2). 評議員に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日現在

氏名	就任年月日	報酬	職業
笠原 敬介	H24.7.1	なし	技術士 財団法人深川高年齢者職業経験活用センター 評議員
三澤 宏	H24.7.1	なし	
前川 正	H24.7.1	なし	株式会社前川製作所 代表取締役社長
中 章	H24.7.1	なし	株式会社前川製作所 相談役
佐伯 忠吉	H24.7.1	なし	株式会社前川 常務取締役
鵜飼 信一	H24.7.1	なし	早稲田大学商学部 教授
清水 康之	H24.7.1	なし	特定非営利活動法人福祉総合評価機構 理事長
佐藤 祐司	H24.7.1	なし	羽後設備株式会社 代表取締役会長

(3). 職員に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日現在

職名	常勤・非常勤	氏名	採用年月日	備考
事務局次長	常勤	齊藤 旭	H21.1.21	株式会社前川製作所より出向
事務局職員	常勤	山本 彩佳	H21.3.1	株式会社前川製作所より出向 (平成 25 年 2 月 18 日より産前産後 休暇)
事務局職員	常勤	小笠原 理恵子	H22.3.10	株式会社前川製作所より出向
事務局職員	常勤	柴 雄介	H22.4.21	株式会社前川製作所より出向
事務局職員	常勤	松尾 守彦	H25.3.21	株式会社前川製作所より出向

(4). 会議等に関する事項

①福祉助成選考委員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 24 年 12 月 12 日	平成 24 年度福祉助成先選考の件	全会一致で承認

(5). その他重要事項

①許可、認可、承認、証明に関する事項

連絡年月日	事項	履行状況
平成24年10月01日	一般財団法人前川報恩会へ変更登記	平成24年10月01日 完了
平成24年11月1日	内閣総理大臣へ移行登記完了届出	平成24年11月01日 処分・完了
平成24年12月19日	公益目的財産額の確定申請	平成25年02月06日 補正提出 平成25年02月12日 処分・完了

②契約に関する事項

契約年月日	契約相手方	契約の概要
平成25年3月21日	株式会社前川製作所	出向契約 松尾 守彦 (職員1名、平成25年3月21日から2年間)

③寄付金に関する事項

なし

④行政庁からの連絡事項等

なし

⑤株式保有の状況について

平成 25 年 3 月末における当財団の株式保有状況は次のとおりである。

①企業名	株式会社前川
②事務所の所在地	東京都江東区牡丹二丁目 13 番 1 号
③資本金等	160,100,000 円
④事業内容	不動産賃貸業
⑤役員の数 代表者の氏名	7 名 (監査役を含む) 田中 嘉郎 (平成 21 年 2 月 20 日就任)
⑥従業員の数	7 名(役員・専属外注者除く、専属嘱託社員・パート・アルバイト含む)
⑦当財団の保有する株式の数 全体に占める割合	1,459,200 株 43.9%
⑧保有する理由	寄付による取得分につき、配当収入を運営資金の原資とする ことを目的とし、継続して保有している。
⑨株式の入手日	昭和 43 年 12 月 16 日分離 昭和 43 年寄付による取得 1,272,000 株 平成 19 年 1 月 1 日合併 平成 19 年(株)高原社との合併により交付 187,200 株
⑩当財団との関係	人事——特になし 資金——特になし 取引——特になし

## II. 理事会・評議員会

### 1. 理事会

#### (1). 平成 24 年度第 2 回理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 24 年 10 月 31 日	1. 平成 24 年度事業報告の件 2. 平成 24 年度決算の件 3. 平成 24 年度事業計画の変更及び補正収支予算に関する件 4. 外部有識者選任に関する件 5. 内部規程に関する件 6. 評議員会の開催に関する件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

#### (2). 平成 24 年度第 3 回理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 25 年 1 月 29 日	1. 平成 24 年度第 2 次補正収支予算に関する件 2. 平成 24 年度助成先決定の件 3. 内部規程に関する件 4. 資産運用に関する件 5. 調査委員及び推薦委員の任期に関する件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

#### (3). 平成 24 年度第 4 回理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 25 年 3 月 28 日	1. 平成 25 年度事業計画の件 2. 平成 25 年度収支予算の件 3. 平成 25 年度資産運用方針の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

### 2. 評議員会

#### (1). 平成 24 年度第 3 回評議員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 24 年 11 月 15 日	1. 平成 24 年度事業報告の件 2. 平成 24 年度決算の件	全会一致で承認 全会一致で承認

以上

**第2号議案 平成24年度決算の件**

当財団の平成24年度の決算報告書の案（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）を次頁以下の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

貸 借 対 照 表 (案)  
(平成25年3月31日)

平成25年5月14日

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成24年度(下期)	平成24年度(上期)	増減
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
現金預金	213,949,878	12,479,228	201,470,650
有価証券 (社債・金銭信託)	2,300,005,152	0	2,300,005,152
未収金	2,030,000	1,482,500	547,500
立替金	1,531	1,321,338	△ 1,319,807
仮払税金	3,792,956	0	3,792,956
流動資産合計	<b>2,519,779,517</b>	<b>15,283,066</b>	<b>2,504,496,451</b>
2.固定資産			
① 基本財産			
預金(定期預金)	0	3,083,043,490	△ 3,083,043,490
投資有価証券 (社債・金銭信託・株式)	0	448,795,000	△ 448,795,000
基本財産合計	<b>0</b>	<b>3,531,838,490</b>	<b>△ 3,531,838,490</b>
② 特定資産			
助成基金 (普通預金・定期預金・有価証券)	0	136,843,633	△ 136,843,633
特定資産合計	<b>0</b>	<b>136,843,633</b>	<b>△ 136,843,633</b>
③ その他固定資産			
預金(定期預金)	500,000,000	0	500,000,000
投資有価証券 (社債・株式)	648,795,000	0	648,795,000
ソフトウェア	39,976	112,658	△ 72,682
その他固定資産合計	<b>1,148,834,976</b>	<b>112,658</b>	<b>1,148,722,318</b>
固定資産合計	<b>1,148,834,976</b>	<b>3,668,794,781</b>	<b>△ 2,519,959,805</b>
資 产 合 计	<b>3,668,614,493</b>	<b>3,684,077,847</b>	<b>△ 15,463,354</b>
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金	1,266,975	1,448,347	△ 181,372
預り金	0	9,825	△ 9,825
流動負債合計	<b>1,266,975</b>	<b>1,458,172</b>	<b>△ 191,197</b>
負債合計	<b>1,266,975</b>	<b>1,458,172</b>	<b>△ 191,197</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1.一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,667,347,518	3,682,619,675	△ 15,272,157
(うち特定財産への充当額)	0	3,531,838,490	△ 3,531,838,490
正味財産合計	<b>3,667,347,518</b>	<b>3,682,619,675</b>	<b>△ 15,272,157</b>
負債・正味財産合計	<b>3,668,614,493</b>	<b>3,684,077,847</b>	<b>△ 15,463,354</b>

正味財産増減計算書(案)  
(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)

平成25年5月14日

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成24年度(下期)				平成24年度(上期)	増減		
	実施事業		法人会計	合計				
	学術研究助成	地域振興助成						
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益 基本財産受取利息 基本財産受取配当金			0 0 0	0 0 0	1,644,872 0 0	△ 1,644,872 0 0		
② 特定資産等運用益 特定資産等受取利息				0 0	145,928	△ 145,928		
③ その他運用益 受取利息 受取配当金			9,351,930 9,775,000	9,351,930 9,775,000	0 0	9,351,930 9,775,000		
経常収益計	0	0	0	19,126,930	19,126,930	1,790,800		
						17,336,130		
(2) 経常費用								
① 事業費								
支払助成金 学術研究助成金 地域振興助成金 福祉助成金 事業管理費 外部委員報酬 給与	12,200,000 5,686,490 79,267 139,737 262,669 12,744 18,529 375,979 0 256,712 5,589 130,299	1,995,000 1,290,230 17,985 31,705 59,598 2,892 4,204 85,307 0 58,246 1,268 29,564	4,507,705		12,200,000 1,995,000 4,507,705 2,000,000 8,918,615 124,321 219,161 411,966 19,988 29,061 589,680 0 402,623 8,766 204,359	0 0 0 300,000 8,854,805 61,555 117,184 218,479 19,988 28,672 589,680 100,000 143,044 10,305 196,668	12,200,000 63,810 62,766 101,977 193,487 0 259,579 △ 1,539 7,691	
会議費 事務用品費 通信費 減価償却費 消耗品費 賃借料 支払会費 旅費交通費 調査研究費 退職給付費用								
② 一般管理費								
給与 会議費 事務用品費 通信費 減価償却費 消耗品費 賃借料 接待交際費 支払手数料 公租公課 支払会費 旅費交通費 調査研究費 退職給付費用 福利厚生費 雑費								
会議費 事務用品費 通信費 減価償却費 消耗品費 賃借料 接待交際費 支払手数料 公租公課 支払会費 旅費交通費 調査研究費 退職給付費用 福利厚生費 雑費								
③ 特定資産評価損益等								
投資有価証券評価損								
経常費用計	20,168,014	4,576,000	6,887,231	2,767,842	34,399,087	12,664,594		
当期経常増減額	△ 20,168,014	△ 4,576,000	△ 6,887,231	16,359,088	△ 15,272,157	△ 10,873,794		
当期一般正味財産増減額					△ 15,272,157	△ 10,873,794		
一般正味財産期首残高					3,682,619,675	3,693,493,469		
一般正味財産期末残高					3,667,347,518	3,682,619,675		
II 正味財産期末残高					3,667,347,518	3,682,619,675		
						△ 15,272,157		

財産目録(案)  
(平成25年3月31日)

一般財団法人前川報恩会

平成25年5月14日  
(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	133,267
現金手許有高	210,488,102
普通預金	3,257,492
三井住友銀行東京中央支店	71,017
みずほ銀行深川支店	600,000,000
三菱東京UFJ銀行前仲町支店	500,000,000
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	500,000,000
"	600,000,000
"	500,000,000
有価証券(金銭信託)	大和証券株式会社
野村信託銀行	600,000,000
"	100,005,152
みずほ信託銀行	2,030,000
未収金	1,531
立替金	3,792,956
仮払税金	
流動資産合計	2,519,779,517
2. 固定資産	
1) その他固定資産	
定期預金	500,000,000
投資有価証券(社債)	500,000,000
投資有価証券(株式)	147,120,000
"	1,675,000
ソフトウェア	39,976
その他固定資産合計	1,148,834,976
固定資産合計	1,148,834,976
資産合計	3,668,614,493
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	
給与負担金等 株式会社前川製作所	1,068,928
施設利用料 株式会社前川製作所	19,110
通信費等諸費用	178,937
流動負債合計	1,266,975
負債合計	1,266,975
正味財産	3,667,347,518

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- 1) 投資有価証券の評価基準及び評価方法  
時価のあるものは期末の時価より、また時価のないものについては移動平均による原価法によっている。
- 2) 固定資産の減価償却の方法  
残存価額をゼロとする定額法によっている。
- 3) 引当金の計上基準  
該当がない。
- 4) リース取引の処理方法  
該当がない。
- 5) 消費税等の会計処理  
税込処理している。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>基本財産</b>				
預金(定期預金)	3,083,043,490	0	3,083,043,490	0
投資有価証券(社債)	200,000,000	0	200,000,000	0
投資有価証券(金銭信託)	100,000,000	0	100,000,000	0
投資有価証券(株式)	148,795,000	0	148,795,000	0
<b>小 計</b>	<b>3,531,838,490</b>	<b>0</b>	<b>3,531,838,490</b>	<b>0</b>
<b>特定資産</b>				
助成基金(普通預金)	99,845,123	0	99,845,123	0
助成基金(定期預金)	16,956,510	0	16,956,510	0
助成基金(投資有価証券)	20,042,000	0	20,042,000	0
<b>小 計</b>	<b>136,843,633</b>	<b>0</b>	<b>136,843,633</b>	<b>0</b>
<b>合計(基本金)</b>	<b>3,668,682,123</b>	<b>0</b>	<b>3,668,682,123</b>	<b>0</b>

### 3. 担保にしている資産

該当がない

### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
ソフトウェア (PCA会計ソフト)	263,470	263,470	0
ソフトウェア (microsoft office)	99,940	59,964	39,976
<b>合 計</b>	<b>363,410</b>	<b>323,434</b>	<b>39,976</b>

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 5. 保証債務等の偶発債務               | 該当がない |
| 6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 | 該当がない |
| 7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳   | 該当がない |
| 8. 関連当事者との取引の内容             | 該当がない |
| 9. 重要な後発事象                  | 該当がない |
| 10. その他                     |       |

当財団は、平成24年10月1日付にて一般財団法人の移行登記が完了したため、平成24年9月30日をもって分かち決算を行っている。  
そのため、貸借対照表及び正味財産増減計算書における「平成24年度上期」は、平成24年4月1日より平成24年9月31日までの6ヶ月とし、「平成24年度下期」は、平成24年10月1日より平成25年3月31日までの6ヶ月として記載している。  
また、一般財団法人への移行を機に資産の組み換えを行い、基本財産及び特定資産として計上していた資産を流動資産又はその他固定資産として計上することとした。

## 年間比較のための参考資料

貸 借 対 照 表 (案)  
(平成25年3月31日)

平成25年5月14日

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成24年度	平成23年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	213,949,878	8,201,295	205,748,583
有価証券 (社債・金銭信託)	2,300,005,152	0	2,300,005,152
未収金	2,030,000	0	2,030,000
立替金	1,531	166,686	△ 165,155
仮払税金	3,792,956	0	3,792,956
流動資産合計	2,519,779,517	8,367,981	2,511,411,536
2. 固定資産			
① 基本財産			
預金(定期預金)	0	3,383,043,490	△ 3,383,043,490
投資有価証券 (社債・金銭信託・株式)	0	148,795,000	△ 148,795,000
基本財産合計	0	3,531,838,490	△ 3,531,838,490
② 特定資産			
助成基金 (普通預金・定期預金・有価証券)	0	154,395,633	△ 154,395,633
特定資産合計	0	154,395,633	△ 154,395,633
③ その他固定資産			
預金(定期預金)	500,000,000	0	500,000,000
投資有価証券 (社債・株式)	648,795,000	0	648,795,000
ソフトウェア	39,976	185,340	△ 145,364
その他固定資産合計	1,148,834,976	185,340	1,148,649,636
固定資産合計	1,148,834,976	3,686,419,463	△ 2,537,584,487
資 产 合 計	3,668,614,493	3,694,787,444	△ 26,172,951
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,266,975	1,290,942	△ 23,967
預り金	0	3,033	△ 3,033
流動負債合計	1,266,975	1,293,975	△ 27,000
負債合計	1,266,975	1,293,975	△ 27,000
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,667,347,518	3,693,493,469	△ 26,145,951
(うち特定財産への充当額)	0	3,531,838,490	△ 3,531,838,490
正味財産合計	3,667,347,518	3,693,493,469	△ 26,145,951
負債・正味財産合計	3,668,614,493	3,694,787,444	△ 26,172,951

## 年間比較のための参考資料

正味財産増減計算書(案)  
(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)

平成25年5月14日

## 一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成24年度	平成23年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
① 基本財産運用益 基本財産受取利息 基本財産受取配当金	1,644,872 0	338,302 7,463,500	1,306,570 △ 7,463,500
② 特定資産等運用益 特定資産等受取利息	145,928	332,828	△ 186,900
③ その他運用益 受取利息 受取配当金	9,351,930 9,775,000	0 0	9,351,930 9,775,000
④ 雑収益 雑収益	0	3,000	△ 3,000
<b>経常収益計</b>	<b>20,917,730</b>	<b>8,137,630</b>	<b>12,780,100</b>
(2)経常費用			
① 事業費			
支払助成金 学術研究助成金 地域振興助成金 福祉助成金 外部委員報酬 事業管理費 給与 会議費 事務用品費 通信費 減価償却費 消耗品費 賃借料 支払手数料 支払会費 旅費交通費 調査研究費 退職給付費用	12,200,000 1,995,000 4,807,705 2,000,000 17,773,420 185,876 336,345 630,445 39,976 57,733 1,179,360 0 100,000 545,667 19,071 401,027	32,940,000 0 12,930,550 0 16,111,819 194,295 298,137 313,503 19,988 3,791 1,130,220 23,373 100,000 339,785 48,668 363,901	△ 20,740,000 1,995,000 △ 8,122,845 2,000,000 1,661,601 △ 8,419 38,208 316,942 19,988 53,942 49,140 △ 23,373 0 205,882 △ 29,597 37,126
② 一般管理費			
給与 会議費 事務用品費 通信費 減価償却費 消耗品費 賃借料 接待交際費 支払手数料 公租公課 支払会費 旅費交通費 調査研究費 退職給付費用 福利厚生費 雜費 雜損失	1,974,824 185,876 37,372 70,050 105,388 6,415 131,040 410,355 1,375,583 85,400 82,000 60,630 2,119 44,559 167,530 915 0	1,790,202 194,295 33,126 34,834 52,694 421 125,580 263,250 9,776,769 700 82,000 137,754 5,407 40,433 120,020 0 87,703	184,622 △ 8,419 4,246 35,216 52,694 5,994 5,460 147,105 △ 8,401,186 84,700 0 △ 77,124 △ 3,288 4,126 47,510 915 △ 87,703
③ 特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損	52,000	153,400	△ 101,400
<b>経常費用計</b>	<b>47,063,681</b>	<b>77,716,618</b>	<b>△ 30,652,937</b>
当期経常増減額	△ 26,145,951	△ 69,578,988	43,433,037
当期一般正味財産増減額	△ 26,145,951	△ 69,578,988	43,433,037
一般正味財産期首残高	3,693,493,469	3,763,072,457	△ 69,578,988
一般正味財産期末残高	3,667,347,518	3,693,493,469	△ 26,145,951
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>3,667,347,518</b>	<b>3,693,493,469</b>	<b>△ 26,145,951</b>

**第3号議案 平成24年度実施報告の件**

当財団の平成24年度の実施報告書の案（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）を次頁以下の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求める。

2013/5/31

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

一般財団法人前川報恩会  
法人の名称

代表者の氏名 前川 正雄

公益目的支出計画実施報告書等の提出について 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、平成24 2012/10/1 2013/3/31 までの別紙のとおり 年度( から 公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

## 【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A004834
法人名	一般財団法人前川報恩会

## 1. 基本情報

フリガナ	イッパンザイダンホウジンマエカワホウンカイ			
法人の名称	一般財団法人前川報恩会			
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒1358482 東京都 江東区牡丹3-14-15		
	代表電話番号	03-3642-1566	(内線) FAX番号03-3643-7094	
	代表メールアドレス	houonkai@mayekawa.org,akira@mayekawa.org		
	ホームページアドレス	<a href="http://www.mayekawa.org/">http://www.mayekawa.org/</a>		
代表者の氏名	前川 正雄			
事業年度	04月 01日～ 03月 31日			
担当者 注	氏名(又は名称)	松尾 守彦	役職(又は担当者名)	職員
	電話番号	03-3642-1566	FAX番号	03-3643-7094
	電子メールアドレス	morihiko-matsuo@mayekawa.org		
事業の概要	昭和42年の設立以降一貫して、1)学術及び科学技術の振興、2)障がい者の支援に対する助成を行っている。近年では、3)地域社会の健全な発展に対する助成にも手を広げ、公益に資する助成活動を拡充している。			

注:代理人による提出の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【平成24 年度(2012/10/1 から 2013/3/31 までの概要】

1. 公益目的財産額	9741517958円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	31631245円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	0円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	31631245円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	0円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	9709886713円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	当該期(平成24年度下期)は移行申請認定に伴い、平成24年度10月1日から平成25年度3月31日までの分かち決算となっているため、総事業で約267万円の計画未達となっている。しかし通年で見れば大幅な過達額となる。

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	2296/3/31
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	円	円	9741517958円	9741517958円	9709886713円
公益目的収支差額	円	円	34,304,000円	31631245円	34,304,000円
公益目的支出の額	円	円	34,304,000円	31631245円	34,304,000円
実施事業収入の額	円	円	0円	0円	円
公益目的財産残額	円	円	9,707,273,958円	9709886713円	9675582713円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(1)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(公益目的事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公1	学術及び科学技術の振興を目的とする助成事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
1. 趣旨	地球環境の保全、医療の発展及び食糧・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会へ向けての課題を解決することを目的とする。
2. 事業内容	1)助成対象者 原則として、大学・企業等の法人、又は実体のある任意団体に所属する研究者。 2)決定方法 ア. 事業計画の策定 当該年度における研究開発すべき特定の分野、助成金額及び助成件数を設定する。 イ. 調査 限られた助成金を十分に活かすため、アで設定された研究分野において実績を有し、有能であると認められる研究者を調査する。 その際には、当該分野に精通した有識者の意見等を参考にし、必要な場合には研究室へ訪問も行い、研究環境等を考慮する。 ヲ. 研究費提供のご案内 研究者に当財団の趣旨及び研究分野等を説明し、当該年度の研究計画書を提出していただく。 エ. 外部の専門家に対する諮問 当該研究分野に精通した外部の有識者に意見を伺い、適切と判断された場合には推薦状をいただくな。 なお、ここでいう有識者は、イの有識者とは異なる者とする。 フ. 承認 理事会において、ウの研究計画書及びエの推薦状の内容を検討し、承認する。
3)助成金額	1,100万円程度
4)事業の対象者の数	22名程度
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	25,156,267円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
平成24年度は、地球環境の保全、医療の発展及び食糧・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究分野のうち、「食とエネルギー」というテーマを設定し、これに結びつく研究を助成対象とした。平成24年11月から12月にかけて、当財団事務局及び調査委員山本良一氏で共同し当財団の助成先として相応しい研究者を調査し、25名の候補者を選定した。この調査結果について推薦委員河合素直氏へ諮問し、候補者全員に対して推薦を頂いた。この結果、25名全員に対する総額1,220万円の助成を決定し、これを実行した。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	20168014円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3)((1)-(2))の額	20168014円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	20168014円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由　注	
当該期(平成24年度下期)は移行申請認定に伴い、平成24年度10月1日から平成25年度3月31までの分から決算となっているため、約500万円の未達額が発生している。しかしこれは計算期間上生じる差異であり、通年を通して見た場合は大幅な過違となる。例えば助成事業の遂行に必須な事務職員への給与に的を絞り、平成24年度上期の事業費の区分で計上されている給与885万4,805円を従事割合で各事業に配賦した場合、これだけで上記約500万円の未達額は解消される。当該未達分により公益目的実施計画全体の持続性が毀損されることではなく、来年度以降も事業を継続できる見込みである。	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(1)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況	
		円	円	円	円		

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2…a1など)を記載してください。

(1)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(公益目的事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公1	学術及び科学技術の振興を目的とする助成事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
該当なし	0円	0円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	20168014円	20168014円		
計	20168014円	20168014円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

(1)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(公益目的事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公2	地域社会の健全な発展を目的とする助成事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
1. 趣旨	天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行い、地域住民による日本の文化的風土を重んじた共同体の創出を支援し、もってより良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。
2. 事業内容	<p>1) 助成対象 以下の要件を全て満たすこと。 ・天然資源及び文化的資産の保全及び活用を通じ、当該地域の発展に寄与する事業であること。 ・日本の文化的風土を重んじた共同体の創出に向けられた事業であること。 ・継続性かつ発展性のある事業であること。</p> <p>2) 決定方法 ア. 事業計画の策定 当該年度における助成金額及び件数等を設定する。</p> <p>イ. 調査 限られた助成金を十分に活かすため、本助成事業の趣旨に合致する適切な事業を調査する。その際に は、地域振興事業に精通した経験者若しくは有識者の意見等を参考とし、必要な場合には現地訪問も 行い、地域住民の意見等を考慮する。</p> <p>ウ. 事業支援のご案内 当該事業の代表者若しくはその関係者に本助成事業の趣旨を説明し、当該年度の事業計画書を提出し ていただけます。</p> <p>エ. 外部の専門家に対する諮問 地域振興事業に精通した外部の経験者若しくは有識者に意見を伺い、適切と判断された場合には推薦 状をいただきます。 なお、ここでいう経験者及び有識者とは、イの経験者及び有識者とは異なる者とする。</p> <p>オ. 承認 理事会において、ウの事業計画書及びエの推薦状の内容を検討し、承認する。</p>
3) 助成金額	100万円程度
4) 事業件数	2件程度
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,286,933円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
平成24年度より、天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行った。本助成事業は地域住民による日本の文化的風土を重んじた共同体の創出を支援し、もってより良い人類社会の実現に寄与することを目的とするものである。平成24年11月から12月にかけて、当財団事務局及び調査委員勝田正文氏で共同し、本助成事業の趣旨に合致する適切な事業を調査した結果、計4団体の助成先候補が挙がった。この調査結果について推薦委員古在豊樹氏へ諮詢し、全ての団体に対する推薦を受けた。この結果、総額199万5,000円の助成を決定し、これを実行した。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	4576000円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3)((1)-(2))の額	4576000円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	4576000円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由　注	
当該期(平成24年度下期)は移行申請認定に伴い、平成24年度10月1日から平成25年度3月31までの分から決算となっているが、約230万円の過違となっている。当該過違分により公益目的実施計画全体の持続性が毀損されることなく、来年度以降も事業を継続できる見込みである。	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(1)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況	
		円	円	円	円		

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2…a1など)を記載してください。

(1)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(公益目的事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公2	地域社会の健全な発展を目的とする助成事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
該当なし	0円	0円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	4576000円	4576000円		
計	4576000円	4576000円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	障がい者の支援を目的とする助成事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
1. 趣旨 社会福祉の発展及び向上を目的として、心身障がい者及びこれらの者を援護する施設(団体)等に対する援助を行う。 なお、心身障がい者施設(団体)等に対する援助は当該施設等の設立経緯、規模、その他の事情により、公共の庇護が十分でないところを重点的に行うものとする。	
2. 事業内容 1)助成対象 心身障がい者及びこれらの者を援護する施設(団体)。	
2)決定方法 ア.事業計画の策定 当該年度における実施時期、助成金額及び助成件数等を設定する。 イ.募集要項の公開 アの計画に従い、募集要項を作成し、ホームページにて公開する。 ウ.選考 募集期間終了後、速やかに選考委員会を開催し、助成先を選定する。 エ.承認 理事会において、ウの選考の結果を承認する。	
3)助成金額 300万円程度	
4)助成対象者の数 10件程度	
3. 事業実施の財源 保有株式及び現金資産	
4. 事業に必要な主な資産 無し	
5. 受託・請負・補助の有無 無し	
6. 重要な部分の委託の有無 無し	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	6,860,800円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
平成24年度も、社会福祉の発展向上のため1)心身に障害のある方々、及び2)それらを援護する施設(団体)を対象とした助成を行い、その決定に際しては引き続き東日本大震災により被災した施設を優先的に採択することとした。また、被災地支援の一環として、職員による現地視察を行い、その際に訪問した施設に対し、被災状況等を勘案し必要に応じて御見舞金を交付した。 一般公募行った結果、22件の施設から計922万3,405円の申請があり、平成24年12月開催の選考委員会による選考を経て、総計15団体を対象とした総額480万7,705円の助成を行った。	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	6887231円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3)((1)-(2))の額	6887231円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	6887231円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由　注 当該期(平成24年度下期)は移行申請認定に伴い、平成24年度10月1日から平成25年度3月31日までの分から決算となっているが、約2万6千円の過違分となっている。当該過違分により公益目的実施計画全体の持続性が毀損されることではなく、来年度以降も事業を継続できる見込みである。	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]  
【実施事業(継続事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況	
		円	円	円	円		

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2…a1など)を記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	障がい者の支援を目的とする助成事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
該当なし	0円	0円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	6887231円	6887231円		
計	6887231円	6887231円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

別表A[公益目的支出計画実施報告書]【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】(1)その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注1

注1:その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。  
また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

(2)資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注2
高額財産の取得・処分として当財団は本年度より、 持続的な公益目的支出計画の実施に向けて収益体制の改善に着手した。 なお、当財団は移行前の平成24年度第1回理事会及び評議員会(平成24年5月22日)の決定により、 一般財団法人への移行時に基本財産および特定資産を、流動資産およびその他固定資産へと組み替えており、 本欄で述べる事項は基本財産および特定資産の変動にはあたらない。 公益目的支出計画申請時においては保有資産35億円の運用益は0.01%でしかなかったが、 平成24年度第3四半期資産運用委員会(平成24年12月19日)及び平成24年度第4四半期資産運用委員会(平成25年02月28日)の決議により、 運用資産の組み換えを決議し、運用益の改善を図った。 なおこれらの決議は平成24年度第4回理事会(平成25年3月28日)において満場一致で承認された。 この結果平成25年度においては27,580,000円の運用益が見込まれ、 移行当初の計画通りの資産運用ができる。  公益目的実施計画全体に与える影響としては、平成24年度第4回理事会(平成25年3月28日)において、 「1年内のものを中心とし、1%程度のトータル利回りを目指して運用先を検討する」ことが議決された。 当財団の財務状況はこれまで継続的な赤字体質となっていたが、 上記議決により継続した収支均衡への舵取りがなされた。 このことにより、平成25年度以降も収支均衡が達成され、持続的な公益目的支出計画の実施が見込まれる。

注2:「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・  
処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施  
期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び  
公益目的支出計画に対する影響を記載してください。  
また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影  
響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。  
なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

別表B[公益目的支出計画実施報告書]

【引当金等の明細】

(1)実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号			
	期首残高	当期増加額	当期減少額					
			目的使用	その他				
	円	円	円	円	円	円		

(2)(1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的			
	期首残高	当期増加額	当期減少額			
			目的使用	その他		
	円	円	円	円	円	

(3)「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの 注

番号	財産の名称		目的			
	期首の価額	当期増加額	当期減少額			
			目的使用	その他		
	円	円	円	円	円	

注:算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のまま「登録」ボタンをクリックしてください。

## **第4号議案 定款変更の件**

当財団の定款の変更の案を次頁以下の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求  
めます。

# 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

一般財団法人前川報恩会 定款	一般財団法人前川報恩会新定款（案）
<b>一般財団法人前川報恩会 定款</b>	<b>一般財団法人前川報恩会 定款</b>
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
(名称)	(名称)
第1条 この法人は、一般財団法人前川報恩会（英文名 MAYEKAWA HOUONKAI FOUNDATION）と称する。	第1条 この法人は、一般財団法人前川報恩会（英文名 MAYEKAWA HOUONKAI FOUNDATION）と称する。
(事務所)	(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。
<b>第2章 目的及び事業</b>	<b>第2章 目的及び事業</b>
(目的)	(目的)
第3条 この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。	第3条 この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。
(事業)	(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする助成 (2) 地域社会の健全な発展を目的とする助成 (3) 障がい者の支援を目的とする助成 (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業 2 前項第1号から第4号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。	第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (5) 学術及び科学技術の振興を目的とする助成 (6) 地域社会の健全な発展を目的とする助成 (7) 障がい者の支援を目的とする助成 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業 2 前項第1号から第4号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。
<b>第3章 資産及び会計</b>	<b>第3章 資産及び会計</b>
(基本財産)	(基本財産)

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

第5条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。	第5条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。	2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
(財産の運用管理)	(財産の運用管理)
第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。	第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。
(事業年度)	(事業年度)
第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)	(事業計画及び収支予算)
第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。	2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)	(事業報告及び決算)
第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。	第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告書	(1) 事業報告書

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

(2) 事業報告書の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般的な閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的な閲覧に供するものとする。	(2) 事業報告書の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般的な閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的な閲覧に供するものとする。
<b>第4章 評議員</b> (評議員の設置) 第10条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。	<b>第4章 評議員</b> (評議員の設置) 第10条 この法人に評議員 <b>6</b> 名以上9名以内を置く。 2 評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
(評議員の選任及び解任) 第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。	(評議員の選任及び解任) 第11条 評議員の選任及び解任は、 <b>評議員選定委員会</b> において行う。 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名の合計5名を理事会で選任する。 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。 (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人 (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者 (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、6親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。) 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営につ

## 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

	<p>いての細則は、理事会において定める。</p> <p>5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該候補者の経歴</li> <li>(2) 当該候補者を候補者とした理由</li> <li>(3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係</li> <li>(4) 当該候補者の兼職状況</li> </ol> <p>6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>7 評議員選定委員会は、第10条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨</li> <li>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名</li> <li>(3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位</li> </ol> <p>9 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する</p>
(評議員の任期)	(評議員の任期)

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

<p>第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>
<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第13条 評議員に対して、一人あたり年額5万円を報酬として支給することができる。</p> <p>2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第13条 各評議員に対して、評議員会一回の出席に対し2万円を報酬として支給することができる。</p> <p>2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。</p>
<p><b>第5章 評議員会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第15条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事及び監事の選任及び解任</li> <li>(2) 理事及び監事の報酬等の基準</li> <li>(3) 計算書類等の承認</li> <li>(4) 定款の変更</li> <li>(5) 残余財産の処分</li> <li>(6) その他評議員会で決議するものとして法令</li> </ul>	<p><b>第5章 評議員会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第15条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事及び監事の選任及び解任の決定</li> <li>(2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定</li> <li>(3) 評議員選定委員会へ送る候補者の決定</li> <li>(4) 評議員会運営規則の承認</li> <li>(5) 収支予算及び事業計画の承認</li> <li>(6) 決算及び事業報告の承認</li> </ul>

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

又はこの定款で定められた事項		(7) 定款の変更の決定 (8) 残余財産の処分の決定 (9) 基本財産の処分及び除外の決定 (10) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認 (11) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認 (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定
(開催)		
第16条	評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。	
(招集)		
第17条	評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。	
2	評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。	
3	前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。	
(招集の通知)		
第18条	理事長は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。	
2	前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。	
(議長)		
第19条	評議員会の議長は、評議員会において互選する。	
		(議長)

## 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

	第19条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
(決議) 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	(決議) 第20条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、 <b>評議員総数（現在数）</b> の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 監事の解任 (2) 定款の変更 (3) その他法令で定められた事項	2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、 <b>評議員総数（現在数）</b> の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 監事の解任 <b>の決定</b> (2) 収支予算及び事業計画の承認 (3) 決算及び事業報告の承認 (4) 定款の変更の決定 (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定 (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認 (7) その他法令で定められた事項 <b>の決定</b>
3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。	3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
(議事録) 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。	4 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。	(議事録) 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
	3 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

# 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

第6章 理事及び監事 (理事及び監事の設置)	第6章 理事及び監事 (理事及び監事の設置)
<p>第22条 この法人に、次の理事及び監事を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上9名以内 (2) 監事 1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうち理事長、専務理事を各1名置き、常務理事を1名置くことができる。</p> <p>3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>第22条 この法人に、次の理事及び監事を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上9名以内 (2) 監事 2名以上5名以内</p> <p>2 理事のうち<b>理事長</b>を1名置き、<b>専務理事</b>を1名置くことができる。</p> <p>3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、<b>専務理事</b>をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>
<p>(理事及び監事の選任)</p> <p>第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。</p>	<p>(理事及び監事の選任)</p> <p>第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。</p> <p>3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あると</p>

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

	は欠けたときは、その職務を代行する。	き又は欠けたときは、その職務を代行する。
4	常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事長及び専務理事の業務執行に係る職務を代行する。	
5	理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
(監事の職務及び権限)		
第25条	監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。	(監事の職務及び権限)
2	監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
(理事及び監事の任期)		
第26条	理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。	2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
2	監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。	(理事及び監事の任期)
3	補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。	第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
4	理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。	2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
		3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
		4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

(理事及び監事の解任)	(理事及び監事の解任)
<p>第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<p>第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>
(理事及び監事の報酬等)	(理事及び監事の報酬等)
<p>第28条 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>第28条 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。</p>
(責任の免除)	(責任の免除)
<p>第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の規定により準用する第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の規定により準用する第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<b>第7章 理事会</b>	<b>第7章 理事会</b>
(構成)	(構成)
第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。	第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)	(権限)
第31条 理事会は、次の職務を行う。	第31条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定	(1) この法人の業務執行の決定

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

(2) 理事の職務の執行の監督	(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職	(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職 (4) 評議員選定委員の選任
(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の規定により準用する第113条に規定された損害賠償の一部免除の決定	(5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の規定により準用する第113条に規定された損害賠償の一部免除の決定
(開催)	(開催)
第32条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。	第32条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。
(招集)	(招集)
第33条 理事会は、理事長が招集する。	第33条 理事会は、理事長が招集する。
(招集の通知)	(招集の通知)
第34条 理事長は、理事会の開催日の3日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。	第34条 理事長は、理事会の開催日の3日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。	2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。
(議長)	(議長)
第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。	第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
(決議)	(決議)
第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第36条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、理事総数（現在数）の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定により準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、こ	2 次に掲げる事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けなければならぬ。 (1) 収支予算及び事業計画の決定 (2) 決算及び事業報告の決定 (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び

# 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

の限りではない。	<p>譲り受けの決定</p> <p>(4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他 新たな義務の負担及び権利の放棄の決定</p> <p>(5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定</p> <p>(6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の決定</p> <p>(7) 株式等の議決権の行使の決定</p> <p>3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>4 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定により準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>
<p><b>第8章 事務局</b></p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。</p>	<p><b>第8章 事務局</b></p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>4 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。</p>
<p><b>第9章 定款の変更及び解散</b></p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条</p>	<p><b>第9章 定款の変更及び解散</b></p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条</p>

## 新旧定款対照表

### 【旧定款】

### 【新定款案】

及び第11条についても適用する。	及び第11条についても適用する。
(解散) 第40条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。	(解散) 第40条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。
(残余財産の処分等) 第41条 この法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産(当該残余財産が当該公益目的残余財産を下回っているときは、当該残余財産)については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第239条の規定にかかわらず、内閣府令の定めるところにより、評議員会の決議の後、認可行政庁の承認を受けて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に帰属させる。  2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与するものとする。	(残余財産の処分等) 第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に帰属させる。  2 この法人は剩余金の分配を行うことができない。
<b>第10章 公告の方法</b> (公告の方法) 第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	<b>第10章 公告の方法</b> (公告の方法) 第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
<b>第11章 補則</b> (委任) 第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運	

## 新旧定款対照表

【旧定款】

【新定款案】

當に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	
<b>附則</b>	<b>附則</b>
<p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 この法人の最初の代表理事（理事長及び専務理事）は、次に掲げる者とする。            理事長 前川 正雄            専務理事 宮野 忠夫</p>	<p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 この法人の最初の代表理事（理事長及び専務理事）は、次に掲げる者とする。            理事長 前川 正雄            専務理事 宮野 忠夫</p>
	<b>附則</b>
	制定：平成24年10月01日 施行：平成24年10月01日
	改定：平成25年05月30日 施行：平成25年06月01日

## **第5号議案 内部規程の制定及び改定の件**

定款変更に伴い、当財団の内部規程を次頁以下の通り制定及び改定いたしました。制定した内部規程は、「評議員選定委員会規則」、改定した内部規程は、「理事会運営規則」「評議員会運営規則」「資産運用規程」「役員等の報酬及び費用に関する規程」「福利厚生規程」「印章管理規程」です。改定した箇所につきましては、各規程（案）において赤字で表記しております。審議のうえ承認を求めます。

なお、本決議は、評議員会で定款変更が決定されることを条件とした停止条件付決議となります。

# 一般財団法人前川報恩会 評議員選定委員会規則（案）

## （目的）

第1条 この規則は、一般財団法人前川報恩会定款第11条の定めに基づく評議員選定委員会の運営に関する事項について定めることを目的とする。

## （設置）

第2条 評議員を選任するため、一般財団法人前川報恩会評議員選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## （構成）

第3条 委員会は、現行定款上の外部委員2名、評議員1名、監事1名及び事務局員1名の合計5名で構成する。なお、外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) (1)及び(2)に該当する者の配偶者、6親等内の親族、使用人（過去に使用人となったものを含む。）

## （委員の選任）

第4条 委員は委員会の開催の都度、理事会により選任される。

## （委員の報酬等）

第5条 評議員選定委員会の外部委員は、公益事業の担い手として自律的に行う自己研鑽に対する報奨として、評議員選定委員会一回の出席に対し2万円の報酬を受け取ることができる。

2 委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## （委員会の招集等）

第6条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員会を招集するには、各委員に対し、会議の目的たる事項、日時、及び開催場所を示して、会議の3日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。

## （議事）

第7条 委員会の議長は、委員による互選とする。

- 2 委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合は、公開できる。
- 3 委員会は、前項ただし書きの場合にあっては、傍聴人の人数を制限することができる。
- 4 会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2人以上が記名押印の上、これを保存する。

## （候補者の推薦）

第8条 理事会及び評議員会は、委員会に評議員候補者を推薦することができる。

2 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。ただし、事務局職員をして説明させることができる。

- (1) 当該候補者の履歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(決議)

- 第9条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員総数（現在数）の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 3 評議員を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。評議員候補者数の合計数が定数の上限を上回る場合には、第1項の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(規則の変更)

- 第10条 この規則は、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

附則

制定 平成24年5月22日  
施行 平成24年10月1日  
改定 平成25年5月14日  
施行 平成25年6月1日

# 一般財団法人前川報恩会 理事会運営規則（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この規則は、一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### （構成及び出席）

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席しなければならない。また、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 4 本財団の職員は、必要な場合には、理事会に出席することができる。

## 第2章 理事会の種類及び招集

### （理事会の開催）

第3条 理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成した決算案を承認する理事会を開催し、また、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成した次年度の予算案を承認する理事会を開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事から、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、かつ、理事会にこれの報告をする必要があると認めるときに、理事長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

### （招集権者）

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条3項3号により理事が招集する場合及び同項5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は、前条第3項2号又は4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

- 第5条 理事会は、理事会の開催日の3日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項、議案の概要を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。
- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電子メール又はFAXにより通知を発することができる。

(招集手続の省略)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の電話、電子メール、FAX、又は、口頭により得た同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### 第3章 理事会の議事

(議長)

- 第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。
  - 3 議長は、理事会の開催に際し、出席者数を確認する。
  - 4 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

(権限)

- 第8条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) **評議員選定委員会委員の選任**
  - (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の規定により準用する第113条に規定された損害賠償の一部免除の決定

(決議)

- 第9条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、理事総数（現在数）の過半数をもって行う。
- 2 次に掲げる事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けなければならない。

- (1) 収支予算及び事業計画の決定
- (2) 決算及び事業報告の決定
- (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲り受けの決定
- (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の決定
- (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の決定
- (7) 株式等の議決権の行使の決定

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第10条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告事項)

第11条 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第12条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、前条1項の規定による報告には適用しない。

(責任の免除)

第13条 理事会は、定款第31条1項4号に基づき、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(議事録)

第14条 理事会の議事録の作成については、本条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)第197条において準用する第93条2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
  - ロ 一般社団・財団法人法第197条において準用する第93条3項の規定により理事が招集したもの
  - ハ 一般社団・財団法人法第197条において準用する第101条2項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの
- ニ 一般社団・財団法人法第197条において準用する第101条3項の規定により監事が招集したもの
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 次に掲げる規程により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された理事会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が理事会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、理事会に報告したとき
- ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- (5) 理事会に出席した理事、監事又は評議員の氏名又は名称
- (6) 理事会の議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。

## 第5章 雜 則

(改定)

第15条 この規則の改定は、理事会の決議による。

### 附則

制定 平成24年10月31日

施行 平成24年11月1日

改定 平成25年5月14日

施行 平成25年6月1日

# 一般財団法人前川報恩会 評議員会運営規則（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この規則は、一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### （構成及び出席）

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 本財団の職員は、必要な場合には、評議員会に出席することができる。

## 第2章 評議員会の種類及び招集

### （評議員会の種類）

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催する。

### （評議員会の招集）

第4条 評議員会は次条第2項の規定により招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が評議員会を招集する。
- 3 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

### （評議員による招集の請求）

第5条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

### （招集の決定）

第6条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項

- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第7条 理事長は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、議案の概要を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電子メール又はFAXの電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前第2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第8条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の電話、電子メール、FAX、又は、口頭により得た同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### 第3章 評議員会の議事

(議長)

- 第9条 評議員会の議長は、開催の都度、出席した評議員の互選により定める。
- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員提案権)

- 第10条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(評議員会の決議事項)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任の決定
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定
- (3) 評議員選定委員会へ送る候補者の決定
- (4) 収支予算及び事業計画の承認

- (5) 決算及び事業報告の承認
- (6) 定款の変更の決定
- (7) 評議員会運営規則の承認
- (8) 残余財産の処分の決定
- (9) 基本財産の処分及び除外の決定
- (10) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (11) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定

(決議)

第12条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、評議員総数（現在数）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任の決定
- (2) 収支予算及び事業計画の承認
- (3) 決算及び事業報告の承認
- (4) 定款の変更の決定
- (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認
- (7) 一般財団法人継続の決定
- (8) 吸収合併契約の承認
- (9) 新設合併契約の承認

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第13条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告事項)

第14条 理事は、次の事項について、評議員会へ報告しなければならない。

- (1) 事業報告の内容
  - (2) 裁判所による評議員会招集等の決定
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事等の説明義務)

第15条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事録の作成については、本条の定めるところによる。

- 2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
  - 3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
    - (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
    - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
    - (3) 決議をする事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
    - (4) 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
      - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
      - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
      - ハ 監事が、評議員が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
    - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
  - (5) 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
  - (6) 評議員会の議長の氏名
  - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、議事録に記名押印する。

第4章 雜 則

(改定)

第17条 この規則の改定は、理事会及び評議員会の決議による。

附則

制定 平成24年10月31日

施行 平成24年11月1日

改定 平成25年5月14日

施行 平成25年6月1日

# 一般財団法人前川報恩会 資産運用規程（案）

（目的）

**第1条** 本規程は、一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の資産に関する運用方針、運用手続等について定め、もって資産の安全かつ効率的な運用を図り、将来にわたって当財団の事業の安定に資することを目的とする。

（運用の基本原則）

**第2条** 当財団の資産運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を負うとともに、定款及び法令に従い、当財団のために忠実に職務を執行しなければならない。

（運用の基本方針）

**第3条** 当財団の資産運用は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が見込まれる方法で行う。

（資産運用の対象）

**第4条** 資産運用の対象は、次のとおりとする。

- ア 預貯金
- イ 債券
- ウ 投資信託
- エ その他、理事会が前条の基本方針に適合すると判断し、承認した運用対象

2 前項に定める運用対象の範囲は、**次の格付機関により 2 社以上の投資適格の格付けを得ていることを重要な目安として決定する。**

格付機関

- ①ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- ②スタンダード・アンド・ Poor's（S&P）
- ③格付け投資情報センター（R&I）
- ④日本格付研究所（JCR）

（リスク対応）

**第5条** 購入した金銭債権（預貯金、債券、投資信託等）に関する格付けが前条2項に定める格付けを下回った場合には、直ちに資産運用委員会を開催し、対応を決定しなければならない。

（理事会の職務）

**第6条** 理事会は、翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、資産運用委員会により策定された資産運用の執行方針及び計画案を審議し、議決する。

(資産運用責任者の職務)

**第7条** 当財団の資産運用責任者は、**理事長**とする。

- 2 資産運用責任者は、本規程及び資産運用委員会が策定する資産運用方針に基づいて、運用判断のための情報収集や運用銘柄の選定、及び取引の実務を行う。
- 3 資産運用責任者は、資産運用状況及びその結果について把握していなければならない。
- 4 資産運用責任者は、資産運用委員会において、四半期の資産運用状況を報告する。
- 5 資産運用責任者は、年次報告として、翌事業年度における資産運用の執行方針及び計画の案を策定する資産運用委員会開催時に、当事業年度の資産運用結果の見込みを資産運用委員会に報告する。

(資産運用委員会)

**第8条** 当財団に資産運用委員会を置く。

- 2 資産運用委員会は、本規程第1条の目的を達成するため、資産運用にかかる事項全般について検討し、決定する。
- 3 資産運用委員会の構成員は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 理事長
  - (2) 専務理事
  - (3) 監事
  - (4) 事務局長
  - (5) 事務局次長
  - (6) **資産運用担当事務局員**
- 4 資産運用委員会は、少なくとも四半期に一度、運用環境に基づき収益目標及び許容でできるリスク等の運用方針を決定する。
- 5 資産運用委員会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議を行う。
- 6 資産運用委員会は、翌事業年度における資産運用の執行方針及び計画の案を予算編成の理事会までに策定し、提出する。
- 7 資産運用委員会は、資産運用責任者からの実績報告を確認及び承認し、理事会に報告する。
- 9 その他、資産運用委員会の運営方法等は、理事会が必要に応じて別に定める。

(運用責任と権限)

**第9条** 理事会は、資産の運用に係る全権を有し、資産運用方針に基づき当財団の資産の安全かつ効率的な運用に係る責務を負う。また、資産運用の決議に対し、議事録に異議のとどめがなかった理事及び監事は、当該決議につき任務を怠った場合、当財団に対し、当該資産運用によって生じた損失を補填する責任を負う。ただし、当該理事及び監事がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令、定款及び関係諸規程の定めに従い、評議員会または理事会の決議により当該責任の全部又は一部を免除することができる。

- 2 理事会は、運用対象商品の購入若しくは売却を決定するに当たり、商品単位当たりの

購入額若しくは売却額に応じ、次の者に対して決定権限を委譲する。

(1) 5 億円超…資産運用委員会

(2) 5 億円以下…資産運用責任者

3 前項の定めに関わらず、資産運用委員会において、商品の購入若しくは売却に関して理事会に諮る必要があると判断したときは、当該商品の購入若しくは売却に関する委譲された決定権限を理事会に戻すことができる。

(監事の職務)

**第 10 条** 監事は、資産運用責任者の業務状況について、理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したときは、調査を実施しなければならない。

2. 前項の調査を行った結果、法令、定款及びこの規程に違反する事実があると認めるとときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(規程の改定)

**第 11 条** 本規程の改定は、理事会の議決を経て行わなければならない。

## 附 則

制定 平成 24 年 10 月 31 日

施行 平成 24 年 11 月 1 日

改定・施行 平成 25 年 1 月 29 日

改定 平成 25 年 5 月 14 日

施行 平成 25 年 6 月 1 日

# 一般財団法人前川報恩会 役員等の報酬及び費用に関する規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、**もって公正かつ適切な事業運営を推進すること**を目的とする。

## （適用範囲）

第2条 前条の「役員等」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選定委員会外部委員
- (5) 定款第4条1項1号に掲げる学術研究助成事業の調査委員
- (6) 定款第4条1項1号に掲げる学術研究助成事業の推薦委員
- (7) 定款第4条1項2号に掲げる地域振興助成事業の調査委員
- (8) 定款第4条1項2号に掲げる地域振興助成事業の推薦委員

## （報酬の支給）

第3条 当財団は、**前条第1号から第4号に掲げる者**に対し、当財団が行う公益事業の決定及び執行、資産運用、並びに公益事業の担い手として自律的に行う自己研鑽に対する報奨として、**理事会及び評議員会並びに評議員選定委員会一回の出席に対し2万円**の報酬を支給することができる。

2 当財団は、**前条第5号から第8号に掲げる者**に対し、当財団の学術研究助成事業及び地域振興助成事業の候補者決定に至るまでの調査、選定、諮問等の各段階において、自己の有する深い見識及び洞察力を發揮しより公益性の高い事業を営むことを追求する姿勢に対する報奨として、一人当たり年額50万円の報酬を支給することができる。

## （報酬の支給方法）

第4条 第2条第1号から第3号に掲げる者に対する報酬は、次年度の予算を決定する理事会又は評議員会の日に、当該事業年度における理事会又は評議員会への出席回数に応じ支給する。

- 2 第2条第4号に掲げる者に対する報酬は、その都度支給する。
- 3 第2条第5号から第8号に掲げる者に対する報酬は、理事会において当該年度にかかる助成先の決定に関する承認を得た後、支給する。
- 4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 当財団は、**第2条各号に掲げる者**に対し、その職務の遂行に伴い発生した旅費及び交通費を**当財団旅費規程の定めに基づき**弁償する。

2 **第2条各号に掲げる者**から費用の弁償の請求があったときは、現金で支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改定)

第6条 本規程の改定は、理事会の決議を経て行う。ただし、第3条1項にかかる理事及び監事の報酬の額は、評議員会の決議を経て行わなければならない。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

制定 平成24年5月22日

施行 平成24年10月1日

改定・施行 平成25年1月29日

改定 平成25年5月30日

施行 平成25年6月1日

# 一般財団法人前川報恩会 福利厚生規程（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この規程は、一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の福利厚生に関する費用の補助について定め、役職員相互の親睦融和を図り、業務の効率化を促進するとともに、当財団発展のために役職員の英気を養うことを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 補助の対象者は、常勤役員、事務局長、事務局次長及び一般職員とする。

## 第2章 福利厚生費

### （申請）

第3条 福利厚生費の補助の申請をするときは、実施予定日の3日前までに「福利厚生費補助申請書」に予算計画書を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請の条件は、次の通りとする。

- (1) 常勤役職員の5割以上が参加すること
- (2) コミュニケーションを図ることのできる内容であること

### （費用の補助）

第4条 当財団は、福利厚生に関する費用を補助することとする。

2 補助の上限額は、税込みとし、次の通りとする。

- (1) 役職員1人につき、旅行に関する費用は、1回あたりの上限は10,000円とする。
- (2) 役職員1人につき、飲食に関する費用は、1回あたりの上限は5,000円とする。

### （精算方法）

第5条 福利厚生に関する費用の支払いをした者は、経理担当者に対して領収書及び参加者名簿を提出し、迅速かつ的確に精算手続きを行うものとする。

2 特別な事情（出張、会議、その他業務等に関する事情）により急遽、欠席した者がいた場合、経理担当者は、**理事長**と相談の上、当該欠席者を参加したものとみなし、精算手続きを行うことができる。

3 前項の相談の結果、当該欠席者を参加したものとみなす場合において、経理担当者は、参加者名簿に記載した当該欠席者の氏名の横に**理事長**より承認印を押印してもらわなければならない。

### （勤務の取扱）

第6条 所定就労日に旅行に参加した場合は、8時30分から17時30分の間の旅行に参加していた時間に限り、勤務したものとみなす。

### 第3章 休暇制度

#### (フレックス休暇及びボランティア休暇)

- 第7条 資格取得や自己啓発等、役職員の夢や豊かさの実現を目的として、一年度につき10日まで、フレックス休暇を取得することができる。
- 2 ボランティア活動等の社会貢献活動のために利用することを目的として、一年度につき10日まで、ボランティア休暇を取得することができる。
- 3 前2項の休暇の取得を希望する役職員は、当財団所定の申請書に必要事項を記入し、理事長に提出した上で承認を得なければならない。

### 第4章 雜 則

#### (規程の改定)

- 第8条 本規程の改定は、理事会の議決を経て行わなければならない。

#### 附則

制定 平成24年10月31日

施行 平成24年11月1日

改定・施行 平成25年1月29日

改定 平成25年5月14日

施行 平成25年6月1日

# 一般財団法人前川報恩会 印章管理規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、別表1に示す一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の印章の種類及びその制定、登録、押印等の基準について定め、これを統一的に管理することを目的とする。

## （印章の定義）

第2条 この規程で印章とは、当財団が発行し又は受理する文書証拠書類等（以下、「書類」という。）で、権利義務の行使若しくは履行又は官庁への申請、届出等に際し、当財団名又は理事長名で証明するために押す印章をいう。

## （印章の押印責任者及び印章管理責任者）

第3条 印章の押印に関する責任者（以下、「押印責任者」という。）は理事長とし、印章の管理に関する責任者（以下、「印章管理責任者」という。）は事務局次長とする。

## （保管、管理の方法）

第4条 押印責任者は、印章の厳正な使用に留意しなければならない。印章を使用しないときは、印章管理責任者が事務局内の金庫にこれを格納しなければならない。当該金庫の鍵は、押印責任者及び印章管理責任者がそれぞれ保管、管理する。

## （制定、改廃の決定）

第5条 印章の制定、廃印及び改刻については、理事長が決定する。

## （制定の手続き）

第6条 新たに印章を制定する場合、押印責任者は、当該印章に関し次の各号に規定する事項を記載した申請書を作成しなければならない。

- (1) 印章名
- (2) 使用目的及び制定の理由
- (3) 彫刻する文字
- (4) 形状、寸法、材質
- (5) 使用開始予定日
- (6) 保管押印責任者の職名

2 押印責任者は、前項の承認を得た後、当該申請書の内容に基づき印章を制定しなければならない。

## （廃印の手続き）

第7条 印章を廃印とする場合、押印責任者は、次の各号に規定する事項を記載した申請書に当該印章を添えて作成しなければならない。

- (1) 印章名
  - (2) 廃印予定日
  - (3) 廃印の理由
- 2 理事会が廃印と決定したことにより不要になった印章は、封印の上、印章箱内に3年間保存の後に焼却処分とする。
- 3 前項の規定に基づいて3年間保存し、焼却処分した場合、その旨を理事会に報告しなければならない。

(改刻の手続き)

- 第8条 摩滅その他の理由により印章を改刻する場合、当該印章に関し第6条各号に規定する事項を記載した申請書を押印責任者が作成し、理事長に提出した上で承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、印章の文字、形状、寸法等が従来の印章と全く同様である場合には、次の各号に規定する事項を記載した申請書を押印責任者が作成し、理事長に提出した上で承認を得なければならない。
- (1) 印章名
  - (2) 改刻予定日
  - (3) 改刻の理由
- 3 押印責任者は、前第1項若しくは第2項の承認を得た後、当該申請書の内容に基づき印章を制定しなければならない。

(印章の使用範囲)

- 第9条 印章の使用範囲は、別表2のとおりとする。ただし、同表に定めのない書類であっても、必要がある場合には、押印責任者と相談の上、押印することができる。

(印章の使用手続)

- 第10条 印章の使用の手続は次の各号に規定するところによる。
- (1) 各種印の押印を希望する者は、印鑑押印記録簿に必要事項を記入し、自己の認印を押した上、押印すべき書類を添えて押印責任者に提出し、指示を仰ぐ。
  - (2) 印鑑押印記録簿を提出された押印責任者は、内容を審議し、適切だと判断した場合には、当該記録簿に自己の認印を押した上、印章管理責任者に押印の指示を出す。
  - (3) 前号の指示を受けた印章管理責任者は、金庫より印章箱を取り出し、内容を確認した上、適切だと判断した場合には、印鑑押印記録簿に自己の認印を押した後、当該書類に押印をする。

(紛失時の対応)

- 第11条 印章について紛失その他の事故が発生したときは、印章管理責任者は速やかに理由を付して理事長に届けなければならない。

(規程の改定)

第 12 条 本規程の改定は、理事会の決議による。

別表 1 (第 1 条関係)

代表印	角印

別表 2 (第 9 条関係)

押印必要書類	使用印
1. 行政庁への申請書、届出書、報告書	代表者印
2. 行政庁への請求書、領収証	代表者印
3. その他行政庁への提出書類	代表者印
4. 各種取引の契約書	代表者印
5. 金融機関との取引に関する書類	代表者印
6. 当財団名をもつてする依頼書、礼状	角印
7. 各種取引の請求書、領収証	角印
8. 助成先の決定に関する通知書	角印
9. 辞令、表彰、慶弔	角印

#### 附則

制定 平成 24 年 10 月 31 日

施行 平成 24 年 11 月 1 日

改定 平成 25 年 5 月 14 日

施行 平成 25 年 6 月 1 日

## **第6号議案 評議員選定委員会委員の選任の件**

評議員選定委員会委員の選任の件につき、「一般財団法人前川報恩会評議員選定委員会規則」に基づき、下記の通りの内容で候補者を選出いたしました。つきましては、以下の候補者につき、審議のうえ承認を求めます。

なお、本決議は、評議員会で定款変更が決定されることを条件とした停止条件付決議となります。

1. 渡部康一（わたなべこういち） 外部委員

現職：慶應義塾大学名誉教授

2. 白井克彦（しらいかつひこ） 外部委員

現職：放送大学学園理事長

3. 笠原敬介（かさはらけいすけ） 評議員

現職：一般財団法人前川報恩会評議員

4. 山内豊（やまうちゆたか） 監事

現職：一般財団法人前川報恩会監事

5. 柴雄介（しばゆうすけ） 事務局員

現職：一般財団法人前川報恩会事務局員

## **第7号議案 評議員会の開催に関する件**

本理事会で議決した事業報告書の案及び決算報告書の案について承認を求める評議員会を下記の要領で行うことといたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成25年度定時評議員会

日時：平成25年5月30日（木）16時00分より17時00まで

場所：株式会社前川製作所本社ビル8階プレゼンテーションホール

議題

第1号議案 平成24年度事業報告の件

第2号議案 平成24年度決算の件

第3号議案 定款変更の件

第4号議案 内部規程改定の件

第5号議案 新評議員候補者の件

その他報告事項

以上